

義援金第 1 次配分のお知らせ

平成 2 3 年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金（国義援金）及び県へ寄せられた義援金（県義援金）を次のとおり配分いたします。

申請対象及び配分額

被災時に福島県内市町村に居住しており、東日本大震災により下表の申請区分に該当した場合に、被災時に居住していた市町村へ申請することができます。

なお、申請内容について、各市町村が確認、認定を行います。

申請区分	対象	申請できる方	国義援金	県義援金
(1) 死亡者	被災地において生活していた事実が、住民登録、外国人登録、運転免許証、家屋の賃貸借契約書等により証明され、かつ今回の震災によって死亡した事実が、埋葬許可書、死亡診断書、住民票除票等により証明されれば、支給されます。	原則、直系の遺族 (配偶者、子、父母、孫及び祖父母)	1 人当たり 35 万円	
(2) 行方不明者	原則として震災後 3 月間その生死がわからない場合には、その者は、今回の震災によって死亡したものと推定し、支給されます。			
(3) 東日本大震災により住家が全壊（焼）した世帯	今回の震災により、生活の本拠としていた住家が全壊（焼）した世帯に対して支給します。（店舗、空き家は対象外） 平成 2 3 年 3 月 1 1 日現在の世帯での判断となります。 生活の本拠としていたかどうかは、住民登録、外国人登録、運転免許証、住宅の賃貸借契約書等により判断することとなります。 全壊（焼）の認定は、り災証明書と同じ基準で各市町村が行います。	住家に居住していた世帯の者 (原則、世帯主)	1 世帯当たり 35 万円	1 世帯当たり 5 万円
(4) 東日本大震災により住家が半壊（焼）した世帯	今回の震災により、生活の本拠としていた住家が半壊（焼）した世帯に対して支給します。（店舗、空き家は対象外） 平成 2 3 年 3 月 1 1 日現在の世帯での判断となります。 生活の本拠としていたかどうかは、住民登録、外国人登録、運転免許証、住宅の賃貸借契約書等により判断することとなります。 半壊（焼）の認定は、り災証明書と同じ基準で各市町村が行います。		1 世帯当たり 18 万円	1 世帯当たり 5 万円
(5) 東京電力福島第 1 原子力発電所から 30 km 圏内又は計画的避難区域にある世帯	今回の震災により、東京電力福島第 1 原子力発電所から 30 km 圏内の区域及び計画的避難区域に生活の本拠としていた住家がある世帯に対して支給します。（店舗、空き家は対象外） 平成 2 3 年 3 月 1 1 日現在の世帯での判断となります。 生活の本拠としていたかどうかは、住民登録、外国人登録、運転免許証、住宅の賃貸借契約書等により判断することとなります。 対象区域の認定は、各市町村が行います。		1 世帯当たり 35 万円	1 世帯当たり 5 万円

住宅被害((3)、(4))と原発関係(5)については、重複しての支給はできません。
(1)~(2)と(3)~(5)は、重複しての支給が可能です。

【お問い合わせ先】

義援金は、被災時に居住していた市町村より配分されます。申請方法については、各市町村へお問い合わせください。

各市町村窓口
福島県社会福祉課

別紙「市町村問い合わせ先一覧」をご覧ください。
0 2 4 - 5 2 1 - 7 3 2 2

【市町村問い合わせ先一覧】

方部	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	方部	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-22-2111 福島市役所内出張所(4/26開設) 024-531-9311・9312	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	檜葉町	0242-56-2155		中島村	0248-52-2111
	富岡町	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村	024-946-3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町	0480-73-6880		塙町	0247-43-2111
	浪江町	0243-46-4731 ~ 4739		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯館村	0244-42-1611【平日昼間のみ】 0244-42-1626【24時間対応】		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
	県北管内	福島市		024-535-1111	会津管内
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
大玉村		0243-48-3131	昭和村	0241-57-2111	
県中管内	郡山市	024-924-7111	南会津管内	会津美里町	0242-55-1122
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111	の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。	南会津町	0241-62-6100
	石川町	0247-26-2111		広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場社 屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)
	玉川村	0247-57-3101		檜葉町	会津美里町本郷庁舎内(会津美里町字北川原41)
	平田村	0247-55-3111		富岡町	ビッグパレットふくしま内(郡山市南二丁目52番地)
	浅川町	0247-36-4121		川内村	ビッグパレットふくしま内(郡山市南二丁目52番地)
	古殿町	0247-53-3111		大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
	三春町	0247-62-2111		双葉町	旧騎西高校(埼玉県加須市騎西598-1)
	小野町	0247-72-2111		浪江町	二本松市役所東和支所内(二本松市針道字蔵下22)
				葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)